

環 林 第 86-2 号
漁 港 第 82 号
農 保 第 198-2 号
監 第 1532-2 号
令和 8 年 7 月 1 日

各 団 体 等 の 長 殿

鹿 児 島 県 環 境 林 務 部 長
鹿 児 島 県 商 工 労 働 水 産 部 長
鹿 児 島 県 農 政 部 長
鹿 児 島 県 土 木 部 長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた
設計変更について（依頼）

今般、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替品の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる経費を設計変更により計上する運用を県発注工事において導入することとしたので、関係者への周知をお願いします。

記

1 対象工事

県公共四部（環境林務部、商工労働水産部、農政部、土木部（営繕工事を除く））
で発注する工事

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（例：塗料、シンナー、塩化ビニル管など）

3 設計変更の流れ

(1) 発注者は、あらかじめ対象工事に含まれる調達検討資材を確認し、必要に応じて調達検討資材の設計条件を設計図書に示すものとする。

なお、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議があった場合には、発注者は、調達検討資材に該当するか否かを確認の上、設計図書に反映すること。

(2) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議することを基本とする。

ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

4 適用

本通知は、令和8年7月1日以降執行伺い決裁分から適用する。

なお、令和8年6月30日以前に執行伺い決裁を受けた工事については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

(問合せ先) 鹿児島県 TEL099-286-2111

環境林務部 環境林務課 : 技術管理係 (内線 3340)

商工労働水産部 漁港漁場課 : 建設係 (内線 3456)

農政部 農地保全課 : 技術管理係 (内線 3242)

土木部 監理課 技術管理室 : 積算管理係 (内線 3518)

中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

- 国土交通省では、昨今の中東情勢の変化に伴うナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりの解消に努めているところ。
- 受注者が安心して受注・施工できる環境を整備する観点から、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を、受発注者間協議の上、設計変更する運用を、直轄工事において導入。

